

実践 税務調査

税理士 牧野 義博



調査対象法人の理事長が急逝したことから、非常勤理事であったMが理事長に昇格しました。

M理事長の住所は大阪であることから、調査対象法人の本店所在地である東京に勤務した期間は、会社が用意したホテルに宿泊しています。

調査対象法人は本店所在地である東

理事長への本店滞在旅費支給の是非

京でのM理事長の滞在費を旅費交通費として処理をしていることから、実地調査の争点となっています。

それでは調査の状況を見ていきましょう。

調査官 M理事長に対して東京滞在中の宿泊料を支払っていますが会計処理を見ると旅費交通費とされています。

その根拠と理由を説明してください。

担当者 当社の本店事務所は狭路で、宿泊施設もないことから、外部の宿泊施設を利用せざるを得ない実情にあるため、本店において勤務した期間については、役員旅費内規により、東京滞在中の宿泊料を旅費交通費として支給しました。

何か問題でもありませんか。

調査官 通常の業務を遂行するための旅費は、勤務地を離れて業務のために出張するものですから、通常の勤務地（この場合は本店事務所）において従事した勤務に対し旅費交通費を支給するのは誤りです。

さらに、調査対象法人には大阪に支店等（用務地等）がなく、M理事長が本店所在地と異なる遠隔地に居住していることについて、特段の合理的な理由がありません。M理事長に支給され

る役員旅費のうち交通費は、本社を起点として他の用務地等までの計算が行われていますから、用務地等から本社への宿泊出張は矛盾します。

担当者 法的根拠を教えてください。

調査官 法人税の所得金額の計算上、損金の額に算入されるべき通常の業務の遂行にかかる旅費の額は、企業会計の慣行に従い、役員又は使用人がその勤務する場所を離れて職務の遂行をするための旅行に通常要する費用と解し、このことは所得税法第9条第1項第4項（非課税所得）において明らかにされています。

M理事長が勤務する場所以外の地に居住していることは、個人的な事情によるものであり、M理事長の住所を通常勤務する場所と認める事実がありません。
担当者 わかりました。それでどうなるのですか。

調査官 結果として、M理事長の生活費の一部を負担したことになります。臨時的な経済的利益の供与と認められますので、あらかじめ定められた基準により規則的

に反復又は継続して支給されている定期同額に該当しませんから、役員賞与の支給として損金不算入となります。

担当者 どうも納得が行きません。

調査官 それでは更正処分とします。調査対象法人は国税不服審判所に審査請求を行いました。原処分が相当との裁決が出ました。

通常の業務の遂行に係る旅費は、勤務する場所を離れて行う旅行の費用であることに留意してください。



イラスト 渡辺 正義